

## れんせんVISAカード 会員規約

### 『一般条項』

#### 第1条 (会員)

1. 株式会社 連専 (以下「当社」という。) および三井住友カード株式会社 (以下「VISA」という。) は、本規約を承認のうえ、当社所定の申込書により本規約に定めるクレジットカードの入会を申し込まれた方で、当社が入会を承認した方を、本会員とします。
2. 本会員が代理人として指定した家族で、本規約を承認のうえ家族会員としての入会を申し込み、当社が入会を承認した方を、家族会員とします (以下、本会員と家族会員とを総称して「会員」という。)。本会員は、当社が家族会員用に発行するカード (以下「家族カード」という。) および当該家族カードにかかる第2条第1項に定めるカード情報 (以下あわせて「家族カード等」という。) を、本規約にもとづき本会員の代理人として家族会員に利用させることができ、家族会員は、本規約にもとづき本会員の代理人として、家族カード等を利用できるものとします。なお、本会員は、家族会員に対する本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合は、第14条第4項の規定にしたがい、家族会員による家族カード利用の中止を届け出るものとします。本会員は、この届出以前に本代理権が消滅したことを当社に対して主張することはできません。
3. 家族会員による家族カード等の利用はすべて本会員の代理人としての利用となります。当該家族カード等の利用にもとづく支払義務は、本会員が負担し、家族会員はこれを負担しないものとします。また、本会員は自ら本規約を遵守するほか、善良なる管理者の注意をもって家族会員に対し本規約を遵守させるものとし、本会員自らが本規約を遵守しなかったこと、または家族会員が本規約を遵守しなかったことにより生じた当社の損害 (家族カード等の管理に関して生じた損害を含む。) をいずれも賠償するものとします。
4. 家族会員は当社が家族カード等の利用内容・利用状況等を本会員に対し通知することをあらかじめ承諾するものとします。
5. 会員と当社との契約は、当社が入会を承認したときに成立します。

#### 第2条 (カードの発行と管理)

1. 当社は、会員氏名・会員番号・カードの有効期限等 (以下「カード情報」という。) を表示したカードを発行し、会員に貸与します。会員は当社よりカードが貸与されたときは、ただちに当該カードの署名欄に自署するものとします。
2. カードの所有権は当社に属します。会員は善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用・管理しなければなりません。カードはカード上に表示され、署名欄に自署した会員本人以外は使用できません。また、他人にカードを貸与、預託、譲渡もしくは担保提供することや、カード情報を預託もしくは使用させることは一切できません。
3. 前項に違反してカードが第三者に使用された場合、そのカード使用に起因して生ずる一切の債務については、本規約を適用し、すべて本会員がその責任を負うものとします。ただし、家族会員が前項に違反したことにもとづいて当社またはその他の第三者に損害を与えた場合の損害賠償責任については当該家族会員自身も負担するものとします。
4. カードの有効期限は、カードの表面上に表示された年月の末日までとします。当社が適当と認める場合には、当社所定の時期に有効期限を更新した新しいカードと会員規約書面を送付します。ただし、当社が必要と認め、本会員に通知したときは、カードの有効期限を繰り上げることができるものとします。
5. 会員が当社所定の方法により申し込み、当社が承認した場合、当社は、会員に対し、カードに付帯する他の機能を付した付帯カード (以下「付帯カード」という。) を発行、貸与する場合があります。当社が付帯カードについて別途規定、特約等 (以下「付帯カード規定」という。) を定める場合、会員は、付帯カードの利用等について付帯カード規定にしたがうものとし、付帯カード規定を承認しないときには付帯カードの利用ができず、ただちに付帯カードを返還しなければならないことを承認するものとします。また、会員が付帯カードを貸与された後に当該カードを利用した場合、付帯カード規定を承認したものとみなします。

#### 第3条 (カードの年会費)

本会員は、当社に対し、カード送付時等に指定する期日に、所定の年会費（家族会員の有無・人数によって異なる。）をカード利用代金と同様の方法で支払うものとします。なお、年会費が当該期日に支払われなかった場合には、当社は、翌月以降に年会費の支払を請求することがあります。所定の年会費は「無料」です。

#### 第4条（暗証番号）

1. 会員は、所定の方法によりカードの暗証番号（4桁の数字）を当社に登録するものとします。ただし、会員からの申し出のない場合または当社が暗証番号として不適切と判断した場合は、当社が所定の方法により暗証番号を登録します。
2. 会員は、暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。カード利用の際、登録された暗証番号が使用されたときは、暗証番号について盗用その他の事故があっても、そのために生じる一切の債務について本会員が支払いの責任を負うものとします。ただし、登録された暗証番号の管理について、会員に故意または過失がないと当社が認めた場合は、この限りではありません。なお、家族会員が本項に違反したことにもとづいて当社またはその他の第三者に損害を与えた場合の損害賠償責任については当該家族会員自身も負担するものとします。

#### 第5条（本人確認法）

当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」にもとづく本人確認手続きが、当社所定の期間内に完了しない場合、入会をお断りすることや会員資格の取消、またはカードの全部もしくは一部の利用を制限することがあります。

#### 第6条（カード利用可能枠）

1. 当社は、「カード利用可能枠」を審査のうえ決定いたします。会員は、本会員および家族会員による第27条に定めるショッピングの利用代金、第34条に定めるカードキャッシングの融資額、その他当社が提供するすべてのカード機能に関する利用金額の未払債務の合計額が、カード利用可能枠を超えない範囲でカード利用をすることができます。
2. 当社は、会員のカード利用状況もしくは支払い状況または信用情報等により必要と認めた場合、会員に通知することなく、いつでも次の手続きを行なうことができます。
  - (1) 利用可能枠を増枠または減枠すること。
  - (2) 当社から複数枚のカードを貸与された会員に対して会員単位の利用可能枠（以下、「総利用可能枠」といいます。）を別に定め、各カードの合計利用残高を総利用可能枠に制限すること。
3. 前項の定めにかかわらず、カードキャッシング利用可能枠は、会員が希望する利用可能枠の範囲内で当社が審査し決定した枠までとし、カードキャッシング利用可能枠の増枠は会員が要請し、当社が認めた場合のみとします。但し、会員のカードキャッシング利用残高がカードキャッシング利用可能枠の範囲内であっても、当社が貸金業法の規制に基づき会員単位で別に定める総カードキャッシング利用可能枠を超える場合は、新たにカードキャッシングを利用することはできないものとします。また、会員が当社から複数枚のカードを貸与されている場合、各カードのカードキャッシング合計利用残高は総カードキャッシング利用可能枠を超えないものとします。なお、当社が、当社または他社におけるカードキャッシングの利用状況もしくは支払状況又は信用状態並びに貸金業法の規制等により必要と認めた場合は、会員に通知することなく、いつでもカードキャッシング利用可能枠及び総カードキャッシング利用可能枠を減枠できるものとします。
4. 第2項の定めにかかわらず、支払方法が翌月1回払い以外のカードショッピング（利用後に支払方法を翌月1回払いより、分割払い、リボルビング払いに変更する場合があります。）の利用可能枠は、当社が割賦販売法の規制に基づき会員単位で別に定めるショッピング割賦利用可能枠までとし、ショッピング割賦利用可能枠の増枠は、会員が当社に要請し当社が認めた場合のみとします。会員の翌月1回払い以外のカードショッピング利用残高が第2項で決定した利用可能枠の範囲内であっても、ショッピング割賦利用可能枠を超える場合は、新たに翌月1回払い以外のカードショッピングを利用できないものとします。また、会員が当社から複数枚数のカードを貸与されている場合、各カードの翌月1回払い以外のカードショッピング合計利用残高はショッピング割賦利用可能枠の範囲を超えないものとします。なお、当社が、当社または他社における翌月1回払い以外のカードショッピング利用状況もしくは支払状況または信用状態並びに割賦販売法の規制等により、必要と認めた場合は、会員に通知することなく、いつでも

ショッピング割賦利用可能枠を減枠できるものとします。

5. 会員は当社が認めた場合を除き、第2項から第4項に定める利用可能枠（以下、「各利用可能枠」といいます。）を超えるカード利用（本項では各利用可能枠の対象となるカード利用のことをいいます。）はできないものとします。また、当社の承認を得ずに各利用可能枠を超えてカードを利用した場合は、各利用可能枠を超えた金額を一括して直ちにお支払いいただきます。

#### 第7条（複数枚カード保有におけるカード利用可能枠）

本会員が当社から複数枚のカード（家族カードを除く。以下本条において同じ。）の貸与を受けた場合には、すべてのカードの合計カード利用可能枠は、カード枚数にかかわらず、各カードごとに定められたカード利用枠が適用されるものとします。

#### 第8条（手数料、利率の計算方法等）

1. 本規約における手数料率、利率（遅延損害金の利率を含む。）等の計算方法については、別に定める方法とします。
2. 本会員は、金融情勢等の事情により、手数料率、利率が変動することに異議ないものとします。この場合、第25条にかかわらず、当社から手数料率、利率の変更を通知した後は、利用残高全額に対して変更後の手数料率、利率が適用されるものとします。ただし、分割払いに対する手数料率については、当該分割払いを指定した時点の手数料率が適用されます。

#### 第9条（支払い）

1. 毎月6日（金融機関休業日の場合は翌営業日）を指定日とし、本会員が支払いのために指定した金融機関の預金口座、ゆうちょ銀行口座等（原則として本会員名義の口座等とするが、入会申込書等においてあらかじめ当社が特に認める場合は別名義の口座等を指定することもできることとする。以下総称して「お支払口座」という。）より当該指定日に支払うべき金額（以下「約定支払額」という。）を口座振替の方法により支払うものとします。また、当社が適当と認めた場合、当社が送付する用紙により当社の指定する預金口座への振込・コンビニエンスストアへの入金等の方法により支払うものとします（所定の手数料が発生する場合があります。）。なお、事務上の都合により当該指定日以降の指定日の支払いとなることがあります。また、支払方法について別に定めがある場合は、その方法にしたがい支払うものとします。
2. 日本国外におけるカード利用代金は、外貨額を円貨に換算のうえ、日本国内におけるカード利用代金と同様の方法で支払うものとします。円貨への換算には、VISA Int'l で売上処理された時点のVISA Int'l が適用した交換レートに日本国外での利用にともなう諸事務処理など所定の費用相当分（カード利用代金の1.63%）を加算したレートを適用するものとします。
3. 当社は、約定支払額、リボ払い利用残高、分割払い利用残高およびカードキャッシングの融資残高等を毎月25日頃、ご利用明細書として、本会員の届出住所または勤務先住所への普通郵便による送付、その他当社所定の方法で通知します。なお、当社所定の手続きがとられた場合には、当社は、当該ご利用明細書に代えて、電子メールの送信その他の電磁的な方法により当該ご利用明細書の記載事項を提供することができるものとします。ただし、法令等により電磁的な方法によることが認められない場合はこの限りではありません。
4. 本会員は、ご利用明細書の内容に異議がある場合には、通知を受けた後10日以内に当社に対して申し出るものとします。
5. 本会員のお支払口座の残高不足等により指定日に約定支払額の口座振替ができない場合、当社が指定する金融機関については指定日以降においても、約定支払額の全部または一部につき口座振替ができるものとします。

#### 第10条（支払金等の充当方法）

1. 口座振替または当社が送付する用紙による当社の指定する預金口座への振込もしくはコンビニエンスストアでの支払い以外の方法で本会員の当社に対する支払いが行われた場合には、本会員への通知なくして、当社が当該支払いを当社所定の時期における返済とみなし、当社所定の順序および方法により、当社に対するいずれの債務（本規約以外の契約にもとづく債務を含む。）に充当し、または口座振込、郵便為替による返済等をして、会員は異議ないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、本会員が事前に当社に連絡のうえ当社の承認をえて、支払範囲、支払方法およ

び支払日を指定し、当該指定にしたがい当社が本会員に通知した金額を、本会員が指定した支払方法で本会員が指定した支払日に支払った場合には、当社は、本会員の支払った金額を当該指定にしたがい充当するものとします。ただし、支払範囲、支払方法および支払日は、当社所定の支払範囲、支払方法および支払日から指定するものとします。

3. 当社が送付する用紙による当社の指定する預金口座への振込およびコンビニエンスストアでの支払いの方法で本会員の当社に対する支払いが当該用紙に記載された支払期日の前に行われた場合において、超過支払金（当該支払いが行われた日を返済日として本会員が当社に支払った金額を当該用紙に記載された債務に充当した後に当該充当金額を超えて支払われた金額をいう。以下同じ。）があるときは、当社が本会員への通知なくして、当該超過支払金を当社所定の時期における返済とみなし、当社所定の順序および方法により、当社に対するいずれの債務（本規約以外の契約にもとづく債務を含む。）に充当し、または口座振込、郵便為替による返金等をして、会員は異議ないものとします。
4. リボルビング払いのショッピング利用にかかる支払金の充当については、当社所定の順序と方法によるものとします。ただし、割賦販売法に定めるリボ払いの支払停止の抗弁にかかる充当についてはこの限りではありません。

#### 第11条（費用の負担等）

1. カード利用または本規約にもとづく費用・手数料等に課税される消費税等の公租公課は本会員の負担とします。
2. カードの再発行は、当社が適当と認めた場合に行います。この場合、本会員は自己に貸与されたカードの再発行の他、家族カードの再発行についても、当社所定の手数料を支払うものとします。
3. 当社は、当社におけるカード情報の管理、保護等業務上必要と当社が判断した場合、会員番号を変更のうえカードを再発行することができるものとし、会員はあらかじめこれを承認するものとします。
4. 振込手数料、収納手数料（コンビニエンスストアでの支払いの場合）その他の当社に対する債務の弁済に要する費用および当社からの返金に要する費用、印紙代、公正証書作成費用等、弁済契約締結に要する費用ならびに支払督促、訴訟、保全、執行等法的措置に要する申立および送達等の費用は、退会後といえどもすべて会員の負担とします。

#### 第12条（カードの利用・貸与の停止、法的措置、会員資格取消等）

1. 当社は、会員が次のいずれかに該当する場合、何らの通知、催告を要せずして、カード利用の全部または一部の停止、法的措置、その他必要な措置をとることができるものとします。
  - (1) 本会員が約定支払額の支払いを怠った場合。
  - (2) 本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合。
  - (3) カードキャッシングの利用について、貸金業法又は日本貸金業協会自主規制規則に基づく収入証明の徴求依頼を拒否した場合。
  - (4) 本会員のキャッシング利用可能枠、当社との他の契約に基づく借入残高、及び他の貸金業者からの借入残高の合計が、給与及びこれに類する定期的な収入の合計額の三分の一を超えた場合。
  - (5) その他当社が必要と判断した場合。
2. 前項の措置は、加盟店等を通じて行われるほか、当社所定の方法によるものとします。
3. 当社は会員が次のいずれかに該当する場合、何らの通知、催告を要せずして、会員資格を取り消すことができます。
  - (1) 当社に届け出るべき事項に関し届出を怠ったまたは虚偽の申告をした場合。
  - (2) 本規約のいずれかに違反した場合。
  - (3) 本会員が、当社に対する一切の債務のいずれかの支払いを怠った場合。
  - (4) 差押・破産申立・取引停止処分があった場合その他本会員の信用状態に重大な変化が生じた場合。
  - (5) 換金目的による商品購入等カードの利用状況が適当ではないと当社が判断した場合。
  - (6) その他当社が必要と判断した場合。
4. 会員は、第1項または第3項に該当し、当社が直接または加盟店を通じて返却を求めた場合は、カードおよび付帯カード（以下「カード等」という。）を当社に返却し、その他当社の指示にしたがうものとします。
5. 当社は、第1項または第3項の場合、加盟店等に該当カードの無効を通知できるものとします。
6. 本会員が第1項または第3項に該当した場合には、家族会員も前5項の措置を受けることとなります。

### 第13条（反社会的勢力の排除）

会員は、次の（1）の各号のいずれかに該当し、もしくは（2）の各号のいずれかに該当する行為をし、または（1）にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、このカード取引が停止され、当社の通知または請求により期限の利益を失うとともに会員資格を喪失し、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。

（1）当社との取引に際し、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

①暴力団、②暴力団員、③暴力団準構成員、④暴力団関係企業、⑤総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、⑥その他上記①～⑤に準ずるもの。

（2）会員自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

①暴力的な要求行為、②法的に責任を超えた不当な要求行為、③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為、⑤その他上記①～⑤に準ずる行為

### 第14条（退会等）

1. 会員は当社所定の方法により退会することができます。この場合、会員は、当社の指示にしたがってただちにカード等を返却し、またはカード等に切り込みを入れて破棄するものとします。
2. 退会に際し、当社から請求があった場合には、一切の未払債務を支払うものとします。また、退会後においてもそのカードに関して生じた一切のカード利用代金等については、その支払いの責任を負うものとします。
3. 本会員が退会した場合には、家族会員も退会となります。
4. 家族会員は、前項のほか、本会員が当社所定の方法により家族カード等の利用の中止を申し出た場合、その申し出時をもって当然に、家族会員の資格を喪失し、退会となります。

### 第15条（期限の利益喪失）

1. 本会員は、次のいずれかに該当したときは、カードキャッシングおよび下記（2）、（3）のショッピング利用の未払債務全額について、当然に期限の利益を失い、当該未払債務の全額をただちに支払うものとします。
  - （1）カードキャッシングの約定支払額を1回でも遅滞したとき（ただし、利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとする。）。
  - （2）1回払いのショッピング利用代金の支払いを1回でも遅滞したとき。
  - （3）売買契約、サービス（役務）提供契約が会員にとって商行為（ただし、割賦販売法に定める業務提供誘引販売個人契約または連鎖販売個人契約（以下「業務提供誘引販売個人契約等」という。）に該当する場合を除く。）となるショッピング利用代金の支払いを1回でも遅滞したとき。
2. 次のいずれかに該当したときは、本会員は、当然に期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務をただちに支払うものとします。
  - （1）本会員がショッピング利用代金の支払いを遅滞し、当社から20日以上相当な期間を定めて書面で催告を受けたにもかかわらずその期限までにお支払いのなかったとき。
  - （2）本会員が自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。
  - （3）本会員が差押、仮差押、保全差押、仮処分（ただし、信用に関しないものを除く。）の申立または滞納処分を受けたとき。
  - （4）本会員に破産、民事再生の申立があったとき。
  - （5）会員がカードを他人に貸与、譲渡、質入れ、担保提供等し、または商品を質入れ、譲渡、賃貸等し、当社のカードの所有権または商品の所有権を侵害する行為をしたとき。
  - （6）本会員について債務整理のための和解、調停等の申立があったとき、または債務整理のため弁護士等に依頼した旨の通知が当社に到達したとき。
  - （7）本会員が当社に通知しないで住所を変更し、当社にとって所在が不明となったとき。
  - （8）当社からの書面による通知が申込書上の住所（住所変更届がなされた場合は当該変更後の住所）宛に発送されたにもかかわらず、転居先不明、宛所に見当たらず、受取拒否の理由で通知が到達しなかったときで当該通知発送の日より25日間経過したとき（ただし、通知が到達しなかったことにつき正当な理由があり、通知の名宛人がこれを証明したときを除く。）。
3. 次のいずれかに該当したときは、本会員は、当社の請求により期限の利益を失い、当社に対する一切の未

払債務をただちに支払うものとします。

- (1) 会員の入会申込に際して、虚偽の申告があったとき。
- (2) 本会員の経営する法人につき、破産、特別清算、会社更生、民事再生の申立または解散その他営業の廃止があったとき。
- (3) 本規約以外の当社に対する金銭の支払債務を怠るなど、本会員の信用状態が著しく悪化したとき。
- (4) その他会員が本規約の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。

#### 第16条（遅延損害金）

1. 本会員は、未払債務について期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失日の翌日から完済の日に至るまで（1年を365日として計算）、次の遅延損害金を支払うものとします。
  - (1) カードキャッシングは未払債務の元金全額に対し年19.94%を乗じた額。
  - (2) カードショッピングは、2回払い、分割払、ボーナス1回払い及びリボルビング払いの支払い金については、残金全額に対して商事法定利率を基本に年5.98%を乗じた額の遅延損害金を当社に支払うものとします。また、1回払いによる利用分については、残金全額に対して年14.56%を乗じた額の遅延損害金を当社に支払うものとします。
2. 本会員は、約定支払額の支払いを遅滞したときは、指定日の翌日から支払の日に至るまで（1年を365日として計算）、次の遅延損害金を支払うものとします。
  - (1) カードキャッシングは支払元金に対し年19.94%を乗じた額。
  - (2) カードショッピングは当該遅滞金額に対し年14.56%を乗じた額の遅延損害金を当社に支払うものとします。但し、2回払い、分割払い、ボーナス1回払いおよびリボルビング払いによる利用分については、当該遅延損害金は残金全額に対し、商事法定利率を基本とし年5.98%を乗じた額を超えないものとします。

#### 第17条（カードの紛失、盗難時、偽造カードを使用された場合の責任の区分）

1. 会員がカード等の紛失、盗難等で他人にカード等を使用された場合、そのカード等利用代金は本会員の負担とします。
2. 前項において、会員が紛失、盗難等の事実をすみやかに当社に電話などにより連絡のうえ、最寄りの警察に届け、かつ所定の喪失届を当社に提出した場合は、当社は本会員に対し、当社がその連絡を受付けた日の60日前以降のカードの利用代金にかかる支払債務（以下「対象債務」という。）を免除します。
3. 前項にかかわらず次のいずれかに該当する場合、本会員の対象債務は免除されないものとします。
  - (1) 会員の故意または重大な過失に起因して損害が発生した場合。
  - (2) 会員の家族、同居人等、会員の関係者が損失、盗難等に関与し、または不正使用した場合。
  - (3) 戦争、地震等著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難等が生じた場合。
  - (4) 本規約に違反している状況において紛失、盗難等が生じた場合。
  - (5) 当社等が行う被害状況の調査に協力をしない場合。
  - (6) カード使用の際、登録された暗証番号が使用された場合。（第4条第2項ただし書きの場合を除く。）
  - (7) 紛失、盗難または被害状況の届出内容が虚偽である場合。
  - (8) カードの署名欄に自己の署名がない状態で損害が発生した場合。
4. 偽造カードの使用にかかるカードの利用代金は、本会員の負担とはなりません。ただし、偽造カードの作出または使用について、会員に故意または重大な過失がある場合、当該偽造カードの利用代金は、本会員の負担とします。

#### 第18条（届出事項の変更）

1. 会員は、当社に届け出た氏名、住所、電話番号（連絡先）、勤務先、お支払口座、暗証番号、家族会員等（以下「届出事項」という。）に変更が生じた場合は、当社所定の方法により遅滞なく当社に届け出なければなりません。
2. 前項の届出がないために、当社からの通知または送付書類その他のものが延着し、または到着しなかった場合には通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。ただし、前項の届出を行わなかったことについて会員にやむをえない事情があるときはこの限りでないものとします。
3. 当社から複数枚のカードの貸与を受けている場合において、会員が住所、電話番号（連絡先）、勤務先の変更を、いずれかのカードについて届出をしたとき、すべてのカードについての届出をしたこととみなす場合

があります。

4. 第1項、第3項のほか、当社は適法かつ適正な方法により取得した個人情報その他の情報により届出事項に変更があると合理的に判断した場合、当該変更内容にかかる届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、会員は当該取り扱いについて異議なく承認するものとします。

#### 第19条（会員種類、カードブランドの変更）

1. 本会員が申し出、当社が承認した場合、会員種類の変更をすることができます。なお、本会員が新たに別の会員種類を指定して当社に入会を申し込んだ場合、会員種類の変更の申し出があったものとして取り扱われることがあります。
2. 会員種類が変更になった場合、新たな会員種類に定められたカード利用可能枠、カードキャッシング利用可能枠、利用範囲、利用方法、家族会員の有無、手数料率、利率等が適用され、また、家族会員等の契約、利用中の機能、サービス等については引き継がれないことがあります。

#### 第20条（業務委託）

会員は、当社がコンピューター事務、代金決済事務、カード回収事務およびこれらに付随する事務などを業務委託することをあらかじめ承諾していただきます。

#### 第21条（外国為替および外国貿易管理に関する諸法令の適用）

会員は、外国為替および外国貿易管理に関する法令等により一定の手続きが必要な場合、当社の要求に応じこの手続きを行うものとし、また日本国外でのカード利用の制限または停止に応じるものとします。

#### 第22条（当社の債権譲渡等の同意）

本会員は、当社が必要と認めた場合、当社が本会員に対して有する債権を、取引金融機関（その関連会社を含む）・特定目的会社・債権回収会社等に譲渡すること、ならびに当社が譲渡した債権を譲受人から再び譲り受けること、およびこれらにともない、債権管理に必要な情報を取得・提供することにつき、あらかじめ同意するものとします。

#### 第23条（合意管轄裁判所）

会員は、会員と当社の間で訴訟が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、会員の住所地、購入地および当社の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

#### 第24条（準拠法）

会員と当社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法が適用されるものとします。

#### 第25条（会員規約の変更、承認）

会員規約が変更され、当社から変更内容を通知または新会員規約書面を送付した後にカード利用をしたときは、当該変更事項または新会員規約を承認したものとみなします。

#### 第26条（支払方法の特約）

1. 第9条の定めにかかわらず、VISA加盟店でのカードショッピング、およびVISA支払機およびVISA金融機関でのカードキャッシング利用による代金、手数料利息等の債務は、両社の都合によりVISAが本会員の預金口座から口座振替もしくは会員がVISA指定の預金口座へ振り込む方法等、VISAが別途定めた方法によりお支払いいただくことがあります。この場合、VISAに支払うべき債務の支払期日は、締切日を毎月15日とし、翌月10日（当日が金融機関休業日の場合は翌営業日）とします。
2. 前項の場合、第28条第1項・第2項および第34条第6項に定めるVISAから当社への債権の再譲渡は行わないものとし、会員はVISAが当該債権の債権者であることをあらかじめ承諾するものとします。また、この場合、第28条第1項および第2項に定めるVISA加盟店より会員の購入した商品の所有権がVISAに留保されることを認めるものとします。

#### 『カードショッピング条項』

#### 第27条（カードショッピング利用方法）

1. 会員は、次の(1)から(3)に掲げる加盟店(以下「加盟店」という。)にカードを提示し所定の売上票にカード上の署名と同じ署名をすることにより、商品の購入、サービス等の提供を受けること(以下「カードショッピング利用」という。)ができます。なお、当社が適当と認めた加盟店において、売上票への署名を省略し、または署名に代えて会員自身が暗証番号を端末機等へ入力することによりカードショッピング利用ができることがあります。また、利用方法について別に指定がある場合には、その手続きにしたがうものとします。

ICカード(ICチップを搭載したカード)の場合には、当社が指定する加盟店において、売上票への署名に代えて、会員自身が暗証番号を端末機等へ入力するものとします。ただし、端末機の故障等の場合または別途当社が適当と認める方法を定めている場合には、他の方法でカード利用をするものとします。

  - (1) 当社と契約した加盟店。
  - (2) 当社と提携したクレジットカード会社または金融機関と契約した加盟店。
  - (3) 当社がVISAと提携し発行するカードは、VISA Int'lと提携したクレジットカード会社または金融機関と契約した加盟店。
2. 通信販売等当社が特に認めた場合には、会員は当社が指定する方法によりカードの提示、売上票への署名等を省略することができます。
3. 会員は、当社が適当と認めた場合には、通信サービス料金やその他継続的に発生する各種の利用料金の決済手段として、会員がカード情報を事前に加盟店に登録する方法によりカードショッピング利用をすることができます。この場合において、退会その他の事由による会員資格の喪失、カード番号の変更、その他当該登録内容に変更等があったときは、会員は、加盟店へ通知するものとし、当該通知を怠ったことによる不利益は会員が負担するものとします。ただし、当該加盟店の要請によりカード情報の変更情報等を当社が会員に代わって加盟店に通知することを、会員はあらかじめ承認するものとします。
4. 当社または加盟店が特に定める利用金額、金券類等の一部の商品・権利・サービスについては、カードショッピング利用が制限され、または利用ができない場合があります。また、カードの利用に際して、利用金額、商品・権利・サービスの種類によっては、当社の承認が必要となることがあります。この場合、加盟店が当社に対して照会するものとし、会員はこれをあらかじめ承認するものとします。
5. カードショッピング利用のためにカード(カード情報含む。以下本項において同じ。)が加盟店に提示または通知された際、カードの第三者による不正使用を防止する目的のために、当社が当該加盟店より依頼を受けた場合、当社において会員の会員番号・氏名・自宅住所・電話番号その他当該カードショッピング利用の申込者が加盟店に届け出た情報と会員が当社に届け出ている個人情報を照会し、一致の有無を当該加盟店に対して回答する場合があることを、会員はあらかじめ承認するものとします。
6. 当社は、第三者によるカードの不正使用を回避するため当社が必要と認めた場合、加盟店に対し会員のカードショッピング利用時に本人確認の調査を依頼することがあり、会員は調査に協力することをあらかじめ異議なく承諾するものとします。
7. 家族会員が家族カード等を利用して加盟店で商品の購入、サービス等の提供を受けた場合、家族会員は本会員の代理人として当該加盟店との間でそれらにかかる契約を行ったものとみなし、当該契約にもとづく債務は本会員が負担するものとします。
8. 会員が、現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードのショッピング枠を利用することはできません。

#### 第28条(債権譲渡または立替払いの承認)

1. 当社または当社の提携会社と加盟店間の契約が債権譲渡契約の場合、本会員は、カードショッピング利用の結果生じた加盟店の本会員に対する債権を、当該加盟店が直接、あるいはVISA加盟店の場合は、VISAと提携した銀行・クレジットカード会社を経由して、VISAに譲渡し、VISAが当社に再譲渡することにつき、あらかじめ異議なく承諾するものとします。
2. 当社または当社の提携会社と加盟店間の契約が立替払い契約の場合、本会員は、カードショッピング利用の結果生じた加盟店の本会員に対する債権について、当該加盟店に対し直接立替払いをすること、あるいは立替払いをした結果発生した債権を、VISA Int'lと提携した銀行・クレジットカード会社を経由して、VISAに譲渡し、VISAが当社に再譲渡することにつき、あらかじめ異議なく承諾するものとします。

#### 第29条(支払方式)

1. (1) 日本国内におけるカードショッピング利用代金の支払方式は、1回払い、ボーナス一括払い、分割払

い(2回以上の均等払いをいい、ボーナス併用分割払いを含む。)、第4項に定めるリボ払いとし、カードショッピング利用の際に会員が指定するものとします。ただし、会員が支払方法を指定しなかった場合は1回払いとなります。また、加盟店および商品またはサービスにより利用できない支払方法があります。

- (2) 前(1)の各支払い方式によるカードショッピング利用代金を以下のとおり支払うものとします。
- ①1回払いを指定した場合、毎月15日(以下「締切日」という。)までの当該カードショッピング利用代金額を翌月の指定日。
  - ②ボーナス一括払いを指定した場合、12月16日から7月15日までの当該カードショッピング利用代金を当年8月の指定日、7月16日から12月15日までの当該カードショッピング利用代金を翌年1月の指定日。(ただし、加盟店によりボーナス一括払いの取扱期間が異なることがある。)
  - ③2回払いを指定した場合、締切日までの当該カードショッピング利用代金額の半額(1円単位とし、端数が生じた場合は初回の指定日に算入する。)を、翌月および翌々月の指定日。
  - ④分割払いを指定した場合、締切日までの当該カードショッピング利用について、第4項で定める分割支払金を翌月の指定日から支払回数回にわたって最終指定日まで。
  - ⑤リボ払いを指定した場合、締切日までの当該カードショッピング利用について、第4項に定める方法。
- (3) (1)にかかわらず、当社が適当と認めた場合は、本会員はカードショッピング利用代金(当社が指定するものを除く。)すべてをリボ払いとすることができます。
2. (1) 日本国外におけるカードショッピング利用代金の支払方法は原則1回払いとします。
- (2) 前(1)にかかわらず、本会員は、カードショッピング利用の前に当社所定の方法により申し出、当社が適当と認めた場合は、カードショッピング利用代金(当社が指定するものを除く。)すべてをリボルビング払いとすることができます。
3. 分割払いおよびリボルビング払い以外の支払方式について、当社が適当と認めた本会員が、当社が別に定める日までに当社への支払方式の変更を申し出、当社が認めた場合、カードショッピング利用代金を分割払いまたはリボルビング払いに変更できます。この場合、手数料計算・弁済金の決定等については、カードショッピング利用の際に分割払いまたはリボルビング払いの指定があったものとして取り扱います。
4. 会員が第1項の(1)において分割払いを指定した場合および本会員が第3項において分割払いの申し出をした場合の取り扱いはおおのしきとします。
- (1) 分割払いの支払回数、支払期間、実質年率、分割払手数料の算出方法は下記のおおのしきとします。ただし、ボーナス併用分割払いの場合、実質年率が下記と異なることがあります。

a.支払回数	1	2	3	5	6	10	12	15	18
b.支払期間	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	10ヶ月	12ヶ月	15ヶ月	18ヶ月
c.実質年率	0	0	11.30%	13.89%	14.25%	15.00%	15.16%	15.30%	15.36%
利用代金100円 当たりの手数料額	0	0	1.9円	3.5円	4.2円	7.0円	8.4円	10.5円	12.6円
a.支払回数	20	24	25	30	36	ボーナス一括		リボルビング	
b.支払期間	20ヶ月	24ヶ月	25ヶ月	30ヶ月	36ヶ月	1~8ヶ月		—	
c.実質年率	15.38%	15.38%	15.37%	15.32%	15.23%	0		15.00%	
利用代金100円 当たりの手数料額	14.0円	16.8円	17.5円	21.0円	25.2円	0		—	

- (2) お支払いいただくカードショッピングの支払金は、カードショッピングの利用代金に第29条4項Cの「利用代金100円当たりの手数料額」の割合を乗じた額を加算した金額となります。
- (例) 利用代金 100,000円 10回払いの場合  
 支払総額 100,000円 + 100,000円 × (7.0円 / 100円) = 107,000円  
 月々の支払金 107,000円 ÷ 10回 = 10,700円
- 月々のカードショッピングの支払金は、カードショッピングの支払金合計を支払回数で除した金額となります。但し、月々のカードショッピングの支払金の単位は1円とし、端数が発生した場合は初回に算入いたします。
- (3) リボルビング払いの場合、第29条4項Cで定める手数料率をもって次の①②および③により計算さ

れた手数料を含んだ当社所定の支払コースの金額をお支払いいただきます。

- ①新規利用分の第1回約定支払日までの手数料は、締切日の翌日より翌月の支払日までの当社所定の割合で日割り計算した金額とします。
- ②第2回目以降の約定支払日までの手数料は、約定支払後のリボルビング利用残高に対して日割にて計算します。
- ③締切日のリボルビング利用残高が所定の支払金額に満たない場合は、リボルビング利用残高の全額に②で計算した手数料を加えてお支払いいただきます。

#### 定額リボルビング方式（利用残高による月々の返済金額）

締切日の利用残高	月々の返済金額
～100,000円	10,000円
100,001円～200,000円	20,000円
200,001円～300,000円	30,000円
300,001円～10万円加算毎に	1万円加算

※新しいご利用がなくても、締切日のご利用残高に応じて月々の返済金額が代わります。

(例) 利用代金 100,000円を4月16日から5月15日までにご利用した場合

締切日（5月15日）リボ利用残高	100,000円
初回お支払額（6月6日）	10,000円
内、元金充当額	9,096円
利息額	904円
(100,000円×15.00%÷365×22日=904円)	
第2回目お支払額（7月6日）	10,000円
内、元金充当額	8,880円
利息額	1,120円
{(100,000円-9,096円)×15.00%÷365×30日}=1,120円	

#### 第30条（カードショッピング利用代金の繰上返済等）

1. カードショッピング利用代金の繰上返済（本規約にもとづく債務の全部または一部の返済を本規約に定める約定支払日の前に繰り上げて行うことをいう。）は、本会員が当社に対して事前に連絡のうえ当社の承認をえて行うものとします。なお、当社の承認にあたり、当社が求めた場合には、本会員は、書面の提出等当社所定の手続きをとるものとします。
2. 本会員は、前項に定める事前の連絡の際に、繰上返済をする範囲、返済方法および支払日を指定するものとし、当社は、当該指定にしたがい当該支払日時点において支払うべき金額をお知らせします。本会員が指定することができる繰上返済の範囲および返済方法は下表のとおりです。

	返済範囲	返済方法
分割払い	全額のみ	口座振込、当社指定の窓口への持参
リボ払い	全額・一部	口座振込、当社指定の窓口への持参

3. 当社に対する支払いが次のいずれかに該当する場合には、本会員への通知なくして、当社が当該支払いを当社所定の期日における返済とみなし、当社所定の順序および方法により、当社に対するいずれの債務（本規約以外の契約にもとづく債務を含む。）に充当し、または口座振込、郵便為替による返金等をして、会員は異議がないものとします。

- (1) 当社に対する事前の連絡または当社の承認なく行われたとき。
- (2) 当社に対する事前の連絡および当社の承認があった場合であっても、事前の連絡の際に指定した支払日と異なる日に行われたとき。
- (3) 当社に対する事前の連絡および当社の承認があった場合であっても、事前の連絡の際に指定した返済方法と異なる方法により行われたとき。
- (4) 当社に対する事前の連絡および当社の承認があった場合であっても、事前の連絡の際に本会員の指定にしたがい当社がお知らせした金額と異なる金額の支払いが行われたとき。

4. 本会員が当初の契約のとおりカードショッピングの支払金の支払を履行し、かつ約定支払期間の途中で残元金を一括して支払ったときは、会員は78分法又はそれに準ずる当社所定の計算方法により算出された期限未到来の回数指定分割払手数料のうち、当社所定の割合による金額の払戻を当社に請求できるものとします。尚、リボルビング払の場合は、残元金と返済するまでの利息（1年を365日とする日割計算）を合わせてお支払いいただきます。

#### 第31条（商品の所有権）

商品の所有権は、カードショッピング利用により生じた加盟店の本会員に対する債権を当社が加盟店等から譲渡されたとき、または、当社が加盟店等に対し立替払いをしたときに、加盟店から当社に移転し、当社に対するカードショッピング利用代金の完済まで当社に留保されることを会員は承諾するものとします。

#### 第32条（見本・カタログ等と現物の相違）

会員が加盟店に対して見本・カタログ等により申し込みをした場合において、引き渡された商品または提供された役務（サービスを含む。以下同じ。）が見本・カタログ等と相違している場合は、会員は加盟店に商品の交換もしくは役務の再提供を申し出るか、または当該売買契約もしくは役務提供契約の解除をすることができます。

#### 第33条（支払停止の抗弁）

1. 会員は、加盟店から購入した商品、権利または提供を受けた役務に関する紛議について、当該加盟店との間で解決するものとします。
2. 前項にかかわらず、本会員は、分割払いまたはリボ払いの場合で次のいずれかの事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品、役務、権利について、支払いを停止することができるものとします。
  - (1) 商品の引き渡し、役務の提供（権利の行使による役務の提供を含む。以下同じ。）または権利の移転がなされないこと。
  - (2) 商品の破損、汚損、故障、その他欠陥があること。
  - (3) その他商品の販売や役務の提供について、加盟店に対して生じている事由があること。
3. 当社は、本会員が前項の支払いの停止を行う旨を当社に申し出たときは、ただちに所定の手続きをとるものとします。
4. 本会員は、第3項の申し出をするときは、すみやかに第2項の事由を記載した書面（資料がある場合には資料添付のこ）を当社に提出するよう努めるものとします。また、当社が第2項の事由について調査する必要があるときは、会員はその調査に協力するものとします。
5. 第2項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。
  - (1) 売買契約、サービス提供契約が会員にとって商行為（ただし、業務提供誘引販売個人契約・連鎖販売個人契約に該当する場合を除く。）であるとき。
  - (2) 会員の指定した支払方式が、分割払いまたはリボ払いでないとき。
  - (3) 分割払いを指定した1回のカード利用にかかる支払総額が4万円に満たないとき。
  - (4) リボ払いを指定した1回の現金価格が3万8千円に満たないとき。
  - (5) 割賦販売法（特定商取引法に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（平成20年6月18日法律第74号）施行による改正後の割賦販売法をいう）第35条の3の60に定める適用除外条件に該当するとき。
  - (6) 日本国外の加盟店でカード利用をしたとき。
  - (7) その他本会員による支払いの停止が信義に反すると認められるとき。
6. 本会員は、当社がカードショッピング利用代金の残高から第2項による支払いの停止額に相当する額を控除して請求したときは、控除後のカードショッピング利用代金および手数料の支払いを継続するものとします。
7. 本条に定める支払停止の抗弁は、支払済の支払金の返還請求を認めるものではありません。

#### 『カードキャッシング条項』

#### 第34条（カードキャッシング）

1. 当社が審査を行い適当と認めた本会員は、本条の規定にしたがい、カードキャッシング（以下「カードキャッシング」という。）を利用することができます。

2. カードキャッシングの契約は、原則として、申込書兼借入票、CD・ATM、電話またはインターネット等当社所定の方法により本会員が申し込み、当社が所定の審査を行い適当と認めて、本会員に対して融資を実行したときに成立します。審査にあたっては、当社より必要資料の提出を求め場合があります。
3. カードキャッシングの利用可能枠（以下「カードキャッシング利用可能枠」という。）は、本会員が希望する融資枠の範囲で当社が審査のうえ決定した金額とします。会員は、カードキャッシング利用可能枠からカードキャッシング融資残高を差し引いた金額の範囲内で、繰り返して融資を受けることができます。なお、当社は、カードキャッシング契約後も再審査を行い、必要と認めた場合、カードキャッシング利用可能枠・返済方式等を変更できるものとします。ただし、カードキャッシング利用可能枠を増額することにより融資枠が増額となるときは、本会員が要請し、かつ、当社がこれを承認した場合に限り、カードキャッシング利用可能枠を増額するものとします。審査にあたっては、当社より必要資料の提出を求め場合があります。
4. カードキャッシングの融資の実行方法は、次のとおりとします。
  - (1) 会員が借入票、電話またはインターネット等によって当社所定の方法により申し込み、当社が適当と認めた場合に、当社がお支払口座へ融資金を振り込む方法。
  - (2) 会員が、当社の設置または指定した CD・ATM、および当社の提携会社の CD・ATM で所定の方法により申し込み、当社が適当と認めた場合に、当社が CD・ATM より直接融資金を交付する方法。
5. 融資額は、1回1万円以上1万円単位とします。
6. 当社並びに VISA が認めた会員は、VISA キャッシュサービスを利用することができます。VISA キャッシュサービスは VISA が指定する日本国外の CD・ATM に暗証番号を入力して、所定の操作により現地通貨を VISA から借り受けることができます。この場合、会員はこの債権を VISA が当社に債権譲渡することをあらかじめ承諾するものとします。
7. 会員は、「個人情報の取扱いに関する同意条項」第2条第2項の目的で当社が該当個人情報を利用している場合であっても、利用中止の申し出ができるものとします。
8. 前項の申出があった場合、当社は、会員の希望する期間、商品についての宣伝物・印刷物・電話等の営業案内を停止する措置をとります。
9. カードキャッシングの支払方法
  - (1) 当社カードキャッシングの返済回数、返済期間、実質年率等は下表のとおりとします。

a.支払回数	1	2	3	5	6	10
b.支払期間	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	10ヶ月
c.実質年率	17.95%	17.95%	17.95%	17.95%	17.95%	17.95%
	12	15	18	20	リボルビング	
	12ヶ月	15ヶ月	18ヶ月	20ヶ月	—	
	17.95%	17.95%	17.95%	17.95%	17.95%	

- (2) カードキャッシング利用代金を毎月15日に締切り、翌月6日（休日の場合は翌営業日）会員があらかじめ指定した方法によりご返済していただきます。
- (3) カードキャッシングを利用した場合、貸金業法第17条第1項及び第18条第1項の書面交付に代えて、当社が毎月16日から翌月15日までの貸付及び弁済その他の取引状況を記載した書面を郵送その他当社所定の方法により交付すること、貸付の際に記載事項を簡素化した書面を交付することについて、あらかじめ同意するものとします。
- (4) 会員がカードキャッシングの返済金を元利均等返済方式と指定した場合、該当する実質年率により月々の返済金を算出させていただきます。利息は日割計算（1年を365日として計算）といたします。  
 計算方法 初回利息＝元金×17.95%÷365日×ご利用日の翌日から支払日までの日数  
 2回目以降利息＝元金×17.95%÷365日×前回支払日の翌日から今回支払日までの日数
- (5) 利息制限法（借入金額10万円未満は年20.00%、100万円未満は年18.00%）を超過する利息の支払義務はありません。
- (6) 会員がカードキャッシングの返済金額をリボルビング方式と指定した場合、毎月の締切日時点におけるリボルビング払いの未決済残高に応じて、実質年率17.95%日割計算（1年を365日として計算）による利息と、元金の合計額を定額リボルビング方式に定める返済金額とします。ただし、初回利息のみご利用日の翌日からお支払日まで実質年率17.95%で日割計算（1年を365日として計算）します。締切日の残高と手数料の合計額が返済金額に満たないときはその合計額とします。

定額リボルビング方式（利用残高による月々の返済金額）

締切日の利用残高	月々の返済金額
～100,000 円	5,000 円
100,001 円～200,000 円	10,000 円
200,001 円～300,000 円	15,000 円
300,001 円～400,000 円	20,000 円
400,001 円～500,000 円	25,000 円

※新しいご利用がなくても、締切日のご利用残高に応じて月々の返済金額が代わります。

計算方法 初回利息＝元金×17.95%÷365 日×ご利用日の翌日から支払日までの日数  
2 回目以降利息＝元金×17.95%÷365 日×前回支払日の翌日から今回支払日までの日数

お支払い計算例

実質年率 17.95%で 1 月 10 日に 100,000 円をお借り入れの場合（うるう年でない）

- ① お支払総額 119,576 円
- ② 内 訳 元本 100,000 円 利息 19,366 円 利用手数料 210 円
- ③ 毎月返済額 第 1 回目 5,210 円 第 2 回目～23 回目 5,000 円 第 24 回目 4,366 円
- ④ 返済回数は 24 回 返済期間は 24 ヶ月となります。

(7) VISA キャッシュサービスの場合、借り受け金に対して、年 17.95%（ただし、1 年を 365 日の日割計算とする）で算出した利息を加えてご返済いただきます。また、その返済方法は 1 回払いとし、会員があらかじめ指定した方法によりご返済していただきます。

第 35 条（カードキャッシングの支払金の繰上返済等）

1. カードキャッシングの支払金の繰上返済（本規約にもとづく債務の全部または一部の返済を本規約に定める約定支払日の前に繰り上げて行うことをいう。）は、本会員が当社に対して事前に連絡のうえ当社の承認をえて行うものとします。なお、当社の承認にあたり、当社が求めた場合には、本会員は、書面の提出等当社所定の手続きをとるものとします。
2. 本会員は、前項に定める事前の連絡の際に、繰上返済をする範囲、返済方法および支払日を指定するものとし、当社は、当該指定にしたがい当該支払日時点において支払うべき金額をお知らせします。本会員が指定することができる繰上返済の範囲および返済方法は下表のとおりです。

	返済範囲	返済方法
1 回払・分割払利用分	全額のみ	口座振込、当社指定の窓口への持参
リボルビング払利用分	全額	口座振込、当社指定の窓口への持参
	一部	口座振込、当社指定の窓口への持参

3. 当社に対する支払いが次のいずれかに該当する場合には、本会員への通知なくして、当社が当該支払いを当社所定の期日における返済とみなし、当社所定の順序および方法により、当社に対するいずれの債務（本規約以外の契約にもとづく債務を含む。）に充当し、または口座振込、郵便為替による返金等をして、会員は異議がないものとします。
  - (1) 当社に対する事前の連絡または当社の承認なく行われたとき。
  - (2) 当社に対する事前の連絡および当社の承認があった場合であっても、事前の連絡の際に指定した支払日と異なる日に行われたとき。
  - (3) 当社に対する事前の連絡および当社の承認があった場合であっても、事前の連絡の際に指定した返済方法と異なる方法により行われたとき。
  - (4) 当社に対する事前の連絡および当社の承認があった場合であっても、事前の連絡の際に本会員の指定にしたがい当社がお知らせした金額と異なる金額の支払いが行われたとき。
4. 本会員が当初の契約のとおりカードキャッシングの支払いを履行し、かつ約定の支払期間の途中で残額を一括返済（リボルビング払いの場合は一部返済も可）する時は、残元金と返済する日までの利息（1 年を 365 日とする日割計算）を合わせてお支払いいただきます。

第 36 条 (CD・ATM での利用及びそれに伴う会員が負担する費用)

1. 会員は、当社または当社と提携する金融機関等の CD・ATM でカードキャッシングの取引を行うことができます。なお、CD・ATM の種類や設置地域、店舗などにより、利用できない取引があり、また、CD・ATM の設置店舗の営業時間やシステム保守などにより、利用できない時間帯があります。
2. 会員は、当該金融機関等の CD・ATM でカードキャッシング取引を行なう場合、当社の請求に基づき、利用金額 1 万円以下の場合は 105 円、利用金額が 1 万円を超える場合は 210 円をお支払いいただくものとします。

<お問い合わせ・相談窓口等>

1. 商品等についてのお問い合わせ、ご相談はカードを利用された加盟店にご連絡ください。
2. お支払い、本規約についてのお問い合わせ・ご相談、宣伝印刷物の送付等営業案内の中止のお申し出、支払停止の抗弁に関する書面 (割賦法第 30 条第 4 項) については、下記カード発行会社お客様相談室までご連絡ください。

株式会社 連 専 お客様相談室

〒640-8151 和歌山市屋形町 2 丁目 10 番地 TEL 073-422-4147

[お客様が入会を申込み会社]

株式会社 連 専

〒640-8151 和歌山市屋形町 2 丁目 10 番地 TEL 073-422-4147

登録番号 近畿 (包) 第 25 号 ・ 近畿財務局長 (9) 第 00386 号

日本貸金業協会会員 第 002199 号

ホームページ <http://www.rensen.co.jp>